

ウルグアイ
発明特許，実用新案及び工業意匠 知的所有権国内法令
法律第 17.164 号 1999 年 9 月 20 日公開
法律第 19.924 号 2020 年 10 月 10 日改正

目次

第 I 編 予備規定

- 第 1 条
- 第 2 条
- 第 3 条
- 第 4 条
- 第 5 条
- 第 6 条
- 第 7 条

第 II 編 発明特許

第 1 章 特許性

- 第 8 条
- 第 9 条
- 第 10 条
- 第 11 条
- 第 12 条
- 第 13 条
- 第 14 条
- 第 15 条

第 2 章 特許登録の権原

第 I 節 特許権者

- 第 16 条

第 II 節 労使関係のある間になされた発明

- 第 17 条
- 第 18 条
- 第 20 条

第 III 節 保護期間

- 第 21 条

第 3 章 特許証付与のための要件及び手続

- 第 22 条
- 第 23 条

第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条

第 4 章 特許により付与される権利の例外，制限及び消滅

第 I 節 付与される権利

第 34 条
第 35 条

第 II 節 特許の移転

第 36 条
第 37 条
第 38 条

第 III 節 付与された権利の例外，範囲及び収用

第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条

第 IV 節 無効，消滅及び放棄

第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条

第 5 章 ライセンス及び他の実施

第 I 節 通常の特許ライセンス

第 50 条
第 51 条
第 52 条

第 II 節 ライセンスの申出

第 53 条

第 III 節 特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 I 款 不実施によるライセンス及び他の実施

第 54 条

第 II 款 公共の利益を理由として特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 III 款 不正競争を理由として特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 IV 款 特許権者の許可を得ない他の強制ライセンス及び他の実施

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 V 款 従属特許

第 69 条

第 70 条

第 VI 款 一般規定及び手続規定

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 III 編 実用新案特許

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 IV 編 工業意匠特許

第 1 章 保護の要件，条件及び範囲

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 2 章 手続

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 V 編 特許侵害に対する措置及び罰則

第 1 章 行政手続及び民事手続

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 105 条

第 2 章 罰則規定

第 106 条

第 107 条

第 VI 編 登録簿及び公表

第 1 章 特許登録簿

第 108 条

第 109 条

第2章 特許手続及び契約の登録簿

第110条

第VII編 技術移転

第111条

第VIII編 手数料の規定

第112条

第113条

第114条

第115条

第116条

第117条

第IX編 総則

第118条

第119条

第120条

第121条

第X編 管轄規定、経過規定及び最終規定

第1章 管轄規定

第122条

第2章 経過条項

第123条

第124条

第125条

第3章 開発途上国としての特別暫定条項

第126条

第127条

第4章 最終規定

第128条

第 I 編 予備規定

第 1 条

本法は、発明特許、実用新案及び工業意匠に関する権利及び義務を、その種々の分野における公共の利益及び国家開発目標に従って規定する。

第 2 条

発明者及び創作者がその意図及び創作の発明者及び創作者として認められる人格権は、譲渡することができず、かつ、時効により消滅しないものであり、その相続人の利益にも効力を生ずるものとする。

発明、実用新案及び工業意匠から生じる財産権は、特許の付与により保護される。付与された当該財産権は、対応する特許証により証明される。

発明者は、特許証並びにそれに関連する刊行物及び公式文書に、発明者として記載される。ただし、特許権者がそれに対応する権利放棄を書面により提出した場合は、この限りでない。

発明者が対応する特許証に記載される権利を放棄する旨の合意であって、特許出願が適正になされる前の日付のものは、無効とする。

第 3 条

特許により発明者又は創作者に付与される権利は、優先権及び対応する出願から生じる権利に拘らず、当該特許を付与する決定の公告から効力を生ずる。

第 4 条

ウルグアイ政府は、特許発明の新規性も価値も保証せず、特許権者の発明者としての能力に対して責任を負わない。

第 5 条

国内又は外国の自然人又は法人は、本法に規定する特許の特許権者となることができる。

第 6 条

特許に関する限り、ウルグアイにより批准された国際条約に定める内国民待遇及び優先権に関する規定については、当該条約の締約国である国の国民及び法律の適用上、当該国の国民と同様に扱われるべき者に対しても、同一の条件により適用するものとする。

第 7 条

国際協定がない場合には、外国人は、ウルグアイ国民と同一の権利を有するものとする。行政機関は、適切な相互主義を認める国の国民又は法律の適用上、当該国の国民と同様に扱われるべき者に対し、本規定の適用を制限することができる。

第 II 編 発明特許

第 1 章 特許性

第 8 条

進歩性及び産業上の利用可能性を含む，製品又は方法の新しい発明は，特許を受けることができる発明とみなす。

第 9 条

発明は，技術水準の範囲内に存在しない場合，新規性を有するものとみなす。

技術水準とは，出願日の前に又は該当する場合は確認できる優先日前に，国内又は国外において，口頭若しくは書面による説明又は他の手段により，それを実施することができるように，公衆に知られた一連の技術的知識をいう。

出願日又は該当する場合は審査中の出願の出願日よりも前の優先日において，国内で対応する手続が取られている既になされた出願の内容は，技術水準の範囲内として考慮されるものとする。ただし，当該内容は，公開されたときに最初の出願が維持されていることを条件とする。

第 10 条

新規性は，出願日又は援用された優先権についての出願日前 1 年以内になされた発明の開示による影響は受けないものとする。ただし，当該開示が，発明者及びその承継人又は第三者が発明者から直接的又は間接的に取得した情報に基づく行為から直接的又は間接的にもたらされることを条件とする。

第 11 条

発明は，主題の専門家が技術水準から当該発明を明白に推論することができない場合に，進歩性を含む。

第 12 条

発明は，その対象が最も広い意味での理解により，当該対象を産業上利用することができる場合，産業上の利用可能性があるものとみなす。

第 13 条

次に掲げるものは，本法の規定に基づく発明とはみなさない。

- A. 発見，科学理論及び数学的手法
- B. 植物及び動物(微生物を除く)並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法(非生物学的な方法又は微生物学的方法を除く)
- C. スケジュール，計画及びゲームのルール並びに商業，会計，金融，教育，宣伝，くじ引き及び管理の原理又は方法
- D. 文学作品，芸術作品その他の美的創作物及び科学作品
- E. 単独で考えたコンピュータープログラム

- F. 情報を再生する種々の方法
- G. 自然界に存在する生物学的材料及び遺伝的物質

第14条

次に掲げるものは、特許を受けることができる発明とはみなさない。

- A. 人間又は動物を治療するための診断、治療方法及び手術方法
- B. 公序、社会的に受け入れられている慣習、公衆衛生、国民の栄養摂取、安全及び環境に反する発明

第15条

本法の規定に基づく、技術水準の範囲内に含まれる既に特許された製品又は方法は、最初の特許に含まれる用途とは異なる用途を含むことを理由としては、新たな特許の対象とはならない。

第2章 特許登録の権原

第I節 特許権者

第16条

特許登録の権原は、発明者又はその承継人に帰属し、旧所有者の生前の手續又は死亡により移転することができる。

数名の者が互いに独立して同一の発明をした場合、特許は、最先の出願をした者若しくは当該発明に最初に付与された優先権を援用する者又はその権原承継人に付与するものとする。

第II節 労使関係のある間になされた発明

第17条

発明が、その全部又は一部が研究活動を目的とする労働契約又は業務委託契約の履行中になされた場合には常に、当該研究から生じる特許の権原は、別段の定めがある場合を除き、使用者に帰属する。

従業者側の発明に対する個人的貢献及び会社に対する当該貢献の重要性が、契約又は労使関係の明示的内容又は黙示的内容を明らかに超えている場合には常に、従業者は追加の対価を受ける権利を有する。

第18条

従業者が会社における自己の職務上の活動に関連して発明をした場合であって、当該発明の達成が主に会社において取得した知識又は会社が提供する手段の利用によるものであり、かつ、その研究活動が従業者の職務の範囲外であるときは常に、従業者は、その事実を書面により使用者に通知しなければならない。

使用者が書面により90日以内に発明に対する自己の権利を通知した場合には、特許登録の権原は、使用者と従業者の双方に帰属する。

労働契約の解除から1年以内に特許出願された発明は、労使関係のある間に創作されたものとみなす。

第19条

労使関係のある間になされた発明であって、前各条に含まれていないものは、その発明者に独占的に帰属する。

第20条

本節に規定するものよりも発明者にとって不利な契約上の規定は、無効とする。

第III節 保護期間

第21条

発明特許は、出願日から20年間有効とする。

第3章 特許証付与のための要件及び手続

第22条

発明特許の登録出願には、次に掲げるものを含めなければならない。

- A. 発明者の名称及び出願人の名称並びに対応する住所
- B. 出願する特許の分類
- C. 発明の名称
- D. 発明の明確かつ十分な説明
- E. 1又は2以上のクレーム
- F. 発明の要約
- G. 手数料納付についての言及
- H. 援用された優先出願の日付、国及び番号(該当する場合)
- I. 権利の譲渡を証明する書類(該当する場合)

第23条

発明特許出願の予備的な方式審査において、当該出願が前条に記載する要件を満たしていないが、出願人の特定、対象の説明及び対応するクレームを含んでいることが判明した場合は常に、出願人には、当該要件を満たすための所定の期間を付与される。当該期間の延長は、本法の規則に定めるものとし、最大で90日を超えないものとする。対応する要件を所定の期間内に適正に満たす場合には、出願は同一の出願日を維持する。一方、所定の期間内に当該要件を満たさなかった場合には、出願は放棄したものとみなす。

第24条

工業所有権の保護に関するパリ条約(1979年7月19日布告、法令第14.910号)第4条D)に従って外国優先権が主張される場合は常に、出願人には、当該出願がされた国の対応する当局が発行した出願の認証謄本を追加するための180日の期間が付与される。当該期間内に当該謄本を提出しなかった場合には、優先権を喪失する。

第25条

微生物に関する出願の場合には、対応する対象の説明に必要な生物学的材料は、その事項に関する国際協定が批准されるまで、工業エネルギー鉱業省工業所有権庁により権限を与えられた機関に提出しなければならない。

第26条

所要の方式及び手続を適正に満たす場合には、特許出願は、出願日の翌日又は該当する場合は優先日の翌日から18月を経過した後に、工業所有権公報に公開される。当該公開は、出願人の請求により、早めることができる。

第27条

発明、実用新案又は工業意匠の特許出願は、利害関係人の請求により、かつ、審査当局の同意を得て、対応する査定が発出される前に、他の種類の特許とすることができる。

第 28 条

前条に規定する場合においては、出願人は、原出願の出願日を維持する出願の発表を新たにしなければならない。

変更が請求されたときは、対応する手数料を納付しなければならない。

第 29 条

特許登録出願は、1 のみの発明又は複数の発明を含むものとする。ただし、当該発明が相互に関連しており、単一の発明概念を形成することを条件とする。

出願の審査により、上述の要件を満たしていないことが判明した場合には、出願人は、当該出願を必要な数の分割出願に分割しなければならない。

分割出願は、原出願と同一の出願日を維持するものとする。

第 30 条

特許出願は、次に掲げる場合を除き、補正してはならない。

- A. データ、テキスト又は図形的表現の誤りを補正するため
- B. その対象を明確にし、特定し、制限し、又は限定するため
- C. 審査を担当する技術者が、補正を適切とみなした場合

補正、訂正又は明確化は、原出願に含まれる情報の拡張を伴う場合は常に、許可しない。

第 31 条

利害関係人は、本法の規則が定める厳格な期限内に、特許出願に対して十分に根拠のある異議を申し立てる権利を有する。当該期間は、公開日から開始するものとみなす。異議申立は、手続の停止を伴うものではなく、また、異議申立人は、当該手続の当事者となることができない。

第 32 条

出願の実体審査の目的は、提案された発明が本法に規定されている特許性の要件と条件を満たしているか否かを判断することである。

上述の目的により、次に掲げる手続を取ることができる。

- A. 出願人に対し、先行技術調査、先行技術の審査及び出願人が入手可能なその他の書類の写しの提出を請求すること
- B. 科学技術活動を発展させる機関の助言を求めること
- C. 他の特許庁が発行した、特許書類、調査報告書及び審査報告書並びに類似の書類を利用すること

当該実体審査の結果による指令は、特許性に影響を及ぼす虞のある新たな要素又はその後の要素が生じる場合を除き、1 回のみの手続により発出しなければならない。

出願人には、本法の施行規則が定める期限内で指令に関する聴聞が付与される。

第 33 条

本法に規定するすべての要件を適正に満たす場合には、特許を登録査定し、該当する場合は対応する特許証を発行する。

第4章 特許により付与される権利の例外，制限及び消滅

第I節 付与される権利

第34条

特許は，特許権者に対し，第三者がその許可なしに次に掲げる行為をすることを防止する権利を付与する。

A. 製品に対して特許が付与されている場合：当該製品を製造し，当該製品の販売の申出をし，当該製品を販売し，若しくは使用すること又は当該製品を前述した目的のうちの何れかにより輸入し，若しくは保管すること

B. 方法に対して特許が付与されている場合：当該方法を使用し，又は当該方法によって得られた製品に関してA)に記載した行為のうちの何れかを行うこと。

第35条

特許により付与される保護の範囲はクレームにより決定し，当該クレームは明細書及び対応する図面に従って解釈するものとする。

第II節 特許の移転

第36条

特許又は特許出願から生じる所有権は，特許権者又はその承継人が，相続又は生存者間の手続により，その全部又は一部を移転又は譲渡することができる。これらの手続は，対応する登録簿に手続が登録されたときは，第三者に対して有効となる。

第37条

特許又は特許登録出願の一部移転又は譲渡の場合における対応する手数料は，別段の合意がある場合を除き，特許権者の責任になる。

第38条

複数の利害関係人が特許を出願し，特許を移転し，又はライセンス契約を締結する場合には当該複数の利害関係人が共同所有者又はパートナーであるか否かを明示しなければならない。当該陳述がなかった場合には，権原は付与されず，また，移転又は契約は登録しないものとする。

第III節 付与された権利の例外，範囲及び収用

第39条

特許により付与された権利は，次に掲げる行為には影響を及ぼさない。

産業上又は営利以外の目的でされる私的行為。ただし，当該行為が特許権者に経済的不利益を生じないことを条件とする。

処方箋に基づき資格を有する専門家の指示に基づいて作製された，個々の患者のための医薬の調製

非営利目的での少量の物品であって，旅客の手荷物の一部であるもの又は少量の委託貨物により送付されるものの輸入又は搬入

専ら試験目的によりする行為であって、特許満了前1年以内にするもの。将来の営利での実施の準備のためにするものも含む。

教育的及び科学的又は学術的な研究目的を対象とする行為

第40条

特許製品の適法な商業化が、特許権者により又は特許権者の同意を得て若しくは他の法的な権限を与えられた第三者により、国内又は国外において開始された場合には、当該特許権者は、何人に対しても、当該特許製品の使用、輸入又は商業化を妨げる権利を有さないものとする。

工業所有権を侵害する製品又は方法(世界貿易機関 TRIPS 協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 III 部第 4 節)は、適法に商業化されたとはみなされない。

第41条

特許権者は、第三者により誠実にされた行為が開示されていない場合であっても、当該行為を阻止又は妨害する権利を有さないものとする。ただし、当該第三者が特許登録出願の日よりも前若しくは優先日よりも前に既に、製品を製造し、若しくは発明の方法対象を使用し、又は当該製造、使用若しくは実施をするための正式な準備をしていたことを条件とする。

当該行為は、会社の必要性を満たすために、当該必要性の範囲において、また、取得された製品に関して、当該行為を継続することができる。

当該権利は、会社の対応する部分又は会社の無形資産受益者以外には移転されないものとする。

第42条

国又は個人に対して許可された独占権に含まれる発明であっても、特許を受けることができる。その産業上又は営利上の実施は、対応する独占者との間で合意がある場合又は独占権がもはや有効でなくなった後に限り、行することができるものとする。

第43条

特許出願又は既に付与された特許から生じる権利は、国が関連規定に従って収用することができる。

当該収用は、国の必要性を満たすために、出願又は特許を実施する権利に制限することができる。

第 IV 節 無効、消滅及び放棄

第44条

特許は、次に掲げる場合には無効とする。

- A. その付与が、本法に規定する特許性の条件及び要件に反する場合
- B. その説明が不十分又は不正確であることにより、発明の主題を十分に評価することができない場合
- C. クレームに記載された事項が、本法の規定に従って原出願に含まれていなかった場合

第 45 条

特許を受ける権原を有さない者に対する特許の付与は、無効とする。

対応する異議は、正当な所有者であると主張する者が申し立てることができ、かつ、付与日から 5 年又は発明の実施が国内において開始された日から 3 年のうち、何れか先に満了する期間を定めるものとする。

第 46 条

異議申立が特許クレームの全部又は一部に影響を及ぼす場合には常に、対応する決定は当該クレームに限定され、かつ、該当する場合は、当該決定の範囲を明示しなければならない。

第 47 条

工業所有権庁は、当該事項に関して管轄権を有する権限のある当局とし、その決定については、共和国憲法第 317 条以降の規定及びその規則に従って、争うことができる。

第 48 条

適法に付与された特許は、次に掲げる場合は消滅する。

- A. 合意された有効期間の満了の時
- B. 本法の規定に従って、対応する年金の即時かつ全額での納付がされなかった場合

第 49 条

特許権者は、権利放棄書を提出することにより、自己の権利を放棄することができる。当該放棄は、特許全体に関して又は特許クレームの 1 若しくは 2 以上に関して、することができる。

第5章 ライセンス及び他の実施

第I節 通常のライセンス

第50条

特許権者又は特許登録出願人は、その実施についてライセンスを許諾することができる。当該ライセンスは、対応する登録簿に登録された時点で、第三者に対して有効であり、効力を生ずるものとする。

第51条

次に掲げる規定については、別段の定めがある場合を除き、適用があるものとする。

- A. ライセンスは、特許対象に関するすべての実施又は営利行為に関して、対応する有効期間中、ウルグアイ全土にわたり、かつ、当該対象のあらゆる用途に関して、有効であり、効力を生ずるものとする。
- B. 実施権者は、サブライセンスの許諾の形態であっても、そのライセンスを移転することも譲渡することもできない。
- C. ライセンスは、排他的なものではないものとする。実施許諾者は、国内における特許の実施について他のライセンスを許諾し、又は自ら実施することができる。
- D. 特許権者が許諾する権利に拘らず、特許権者側に自発的意思がない場合には、実施権者は、特許を防御するのに必要な措置を取ることができる。

第52条

本法では、ライセンス契約に含まれる条項又は条件であって、競争に悪い影響を及ぼすもの若しくは不正競争に該当するもの又は特許権者側若しくは市場における支配的地位の濫用を可能にするものを禁止する。

当該条項及び条件には、次に掲げる影響をもたらすものを含む。

- A. 商取引に不利益な影響
- B. 排他的な濫及的条件
- C. 従属特許又はライセンスの有効性についての異議に対する障害
- D. 商業地域又は産業地域における実施権者に対する制限。ただし、当該制限は、特許により付与された権利から生ずるものではないことを条件とする。
- E. 経済・商業統合地域を設定するための協定がある国への特許により保護された製品の輸出に対する制限

第II節 ライセンスの申出

第53条

国内に住所を有する発明特許の所有者は、効率的な実施をするための証明された技術的専門知識及び経済的手段を有する利害関係人に対し、当該特許の実施を許可することができる。申し出された特許の対応する年金は、半額にするものとする。当該申出は、該当する場合、通常のライセンスを規制する規定により定めるものとする。ライセンスの対価に関する同意がない場合には、その当事者の何れも、第74条及び第75条に規定する手続を取ることができる。

第 III 節 特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 I 款 不実施によるライセンス及び他の実施

第 54 条

利害関係人は、特許付与から 3 年又は出願日から 4 年の何れか遅く満了する期間の前に、実施の不履行若しくはそのための有効かつ正式な準備の不履行を理由として又は実施が 1 年を超えて中断された場合、強制ライセンスを請求することができる。ただし、不可抗力の事由が生じなかったことを条件とする。

法律により不可抗力の事由と認められるものに加え、特許権者の力の及ぶ範囲を超えて実施を妨げる技術的かつ法的性質の客観的でやむをえない障害、例えば、公的機関における許可発行の遅延も、不可抗力の事由とみなす。

特許の実施には、その対象に関してされる使用、輸入その他の営利活動を含む。

これに対応して、代理人又は実施権者による特許の実施は、特許権者による実施とみなす。

第 II 款 公共の利益を理由として特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 55 条

公共の利益、国防又は安全保障並びに国内の任意の戦略部門の経済的、社会的及び技術的發展に影響を及ぼす可能性のある特定の状況において、また、公衆衛生上の緊急事態及び公益上の他の類似した状況の場合には、行政権は、特許権者の許可を得ることなく、明確な決定により、強制ライセンス又は他の実施を許諾しなければならない。当該強制ライセンス又は他の実施の範囲及び期間は、それらが許諾された目的に適し、かつ、適切なものでなければならない。

第 56 条

特許権者の権利は、国内市場の需要を満たす商業的供給が欠如しているか不十分である場合、前条の規定に従って制限することができる。

第 57 条

特許権者の許可を得ずに強制ライセンス又は他の実施を許諾する場合には、特許権者及び特許実施権者に対し、ライセンス又は他の実施の請求に対応する通知書を、30 日という厳格な期限を定めて送付しなければならない。前述した期間の満了時に、明確な異議が申し立てられていなかった場合は、請求は、受け入れられたものとみなす。

第 58 条

上述の条文に従って強制ライセンス又は他の実施を許諾する決定は、その恒久的又は暫定的な範囲及び強制ライセンスに関して定める他の面について規定しなければならない。

第 59 条

前述の実施に対する許可は、当該許可を生じさせた状況が消滅し、かつ、再び現れる可能性がない場合に、取り消すことができる。ただし、当該許可が付与された者の正当な利益の適

切な保護を条件とする。権限のある当局は、正当に根拠のある請求に基づき、対応する状況が依然として存在するか否かを審査する権限を有する。

第 III 款 不正競争を理由として特許権者の許可を得ずに許諾される強制ライセンス及び他の実施

第 60 条

工業所有権庁は、特許権者に法的防御及び追加保証を受ける対応する権利を付与する行政手続又は司法手続を通じて、当該特許権者が不正競争、特許により付与された権利又は市場における支配的地位の濫用を招いたと権限のある当局が判断した場合は常に、明確な決定により、特許に関する強制ライセンスを許諾しなければならない。

第 61 条

前条に規定する状況には、次に掲げるものを含む。

- A. 特許製品の国際平均市場価格と比較して割高な価格を設定すること
- B. 特許権者が提供する価格よりも著しく低い価格により市場に供給するための申出の存在
- C. 合理的な市場条件により、原料又は特許製品を適切かつ定期的に市場に供給することを拒絶すること
- D. 国内における営利活動又は生産活動に影響を及ぼす妨害又は不利益
- E. 不当な方法により商取引を制限する行為又は技術移転に不利となる行為

第 62 条

不正競争又は特許により付与された権利の濫用を理由とする最初の強制ライセンス又は他の使用の許諾から 2 年を超えた後に、特許権者が強制ライセンス又は他の実施を生じさせた行為又は慣行を続ける場合には、当該特許権者の権利自体が、利害関係人の請求により、当該措置に対して争うための 30 日の厳格な期限を特許権者に付与した後、職権により取り消すことができる。

第 63 条

特許又はライセンスの取消しは、それに対応する有効期間中に特許の実施のためにされた行為又は契約に影響を及ぼすものではなく、対応する製品の商業化を妨げるものでもない。

第 IV 款 特許権者の許可を得ない他の強制ライセンス及び他の実施

第 64 条

利害関係人が特許権者にライセンス契約を締結することを請求し、かつ、当該請求から 90 日以内にウルグアイに適した合理的な商業上の条件により当該契約を得ることができなかった場合には、当該利害関係人は、特許権者の許可を得ずに、強制ライセンス又は他の実施を取得することができる。上述した何れかの場合において、工業所有権庁は、利害関係人が次に掲げる事項を証明したときは、特許権者の許可を得ずに、強制ライセンス又は他の実施を許諾しなければならない。

- A. 利害関係人が、対応する実施をするための技術的専門知識及び経済的手段を有していること。技術的専門知識は、活動のそれぞれの分野に関して国内で施行されている特定の

規定に従って、権限のある当局が評価するものとする。経済的手段とは、実施から生じる義務を履行する可能性をいう。

- B. 利害関係人が、国内基準においてライセンスの対象となる製品の市場の発展に貢献することが可能な企業基盤を有すること
- C. 特許が最終製品を開発するための原料に対して付与された場合には、利害関係人が、国内において生産することができない場合を除き、国内において自ら又は第三者を通じて当該開発が可能であること

関係する技術分野が本法の施行により保護されておらず、かつ、特許が最終製品を開発するための原料を含んでいる場合には、実施権者は、当該原料、分子又は原理を特許権者又は特許権者が指示した者から、国際市場において提示している価格により取得する契約を結び、これに同意しなければならず、また、特許権者は、それらを適切な時期及び方法で販売する契約を結び、これに同意しなければならない。特許権者の子会社のために特別価格が存在する場合には、その価格で実施権者に提供しなければならない。

実施権者は、原料を他の供給者から取得することができる。ただし、当該供給者が、国内において特許権者が提示している価格に対し、少なくとも 15%低い価格により当該原料を提供することを条件とする。この場合には、実施権者は、そのようにして取得された原料が、国内又は国外において、特許権者により、特許権者の同意を得た第三者により又は適法な資格を有する第三者により、適法に商業化されたことを証明しなければならない。

第 65 条

前条に規定する対価の設定については、第 77 条 B) の規定を適用する。

第 66 条

特許権者の許可を得ない強制ライセンス又は他の実施は、ウルグアイ領内における特許の有効期間中、ライセンスの対象に関連するすべての実施又は営利行為に関して、かつ、その適用に関してのみ効力を生ずるものとする。

第 67 条

強制ライセンスを許諾する場合には、特許権者は、ライセンスの対象の実施に必要なすべての情報、例えば、技術的知識、製造書類及び分析検証技術を提供する義務とともに、ライセンスの対象である特許に関連する構成要素又は製造方法に関する特許の実施を許諾する義務を負う。

特許権者が技術知識の提供及び追求された目的を達成するために必要な技術移転を根拠なく行わないこと、又は原料が特許の対象である場合に原料を適切な時期及び方法で販売しないことは、特許権者に対応するロイヤルティの損失を直ちに伴う。

第 68 条

特許権者の許可を得ない最初の強制ライセンス又は他の実施の許諾から 2 年を経過した後、特許権者又はその契約上の実施権者の責めに帰すべき理由により、強制実施権者側でライセンスの対象を実施することができない場合には、特許は失効する。

「特許権者の責めに帰すべき理由」とは、とりわけ、前条に規定する情報の提供又は許可の

拒否をいう。

第V款 従属特許

第69条

特許された発明又は実用新案が先行特許を侵害することなしには国内において実施することができない場合には常に、特許権者又はその権原のある実施権者は、他方の従属特許を実施してその侵害を回避することが必要である限り、当該他方の従属特許に関する強制ライセンスの許諾を請求することができる。

一方の特許の対象が製品であり、もう一方の特許の対象が方法である場合には、両特許は、対応する実施について相互に従属しているものとみなす。

第70条

従属特許の実施を可能にすることを目的とする、特許権者の許可を得ないライセンス又は実施は、次に掲げる条件により許諾しなければならない。

- A. 第2の特許のクレームに記載された発明は、第1の特許のクレームに記載された発明に対し、相当の経済的重要性を有する著しい技術的進歩を伴うものでなければならない。
- B. 第1の特許の特許権者は、第2の特許のクレームに記載された発明を実施するために、合理的な条件に基づいてクロスライセンスを取得することができる。
- C. 第1の特許の許諾された実施の譲渡は、第2の特許の許諾された実施の譲渡を含む。

第VI款 一般規定及び手続規定

第71条

強制ライセンス又は他の実施を取得しようとする利害関係人は、特許権者に対してライセンス契約を締結するよう請求したが当該請求から90日以内にウルグアイに適した合理的な商業上の条件により当該契約を締結することができなかつたことを証明しなければならない。当該要件は、国家の緊急事態又は極度の緊急事態の場合並びに非営利での公共実施及び不正競争の場合には、免除することができる。

第72条

特許権者の許可を得ずに強制ライセンス又は他の実施を取得しようとする利害関係人は、対応する実施を可能とする技術的専門知識及び経済的手段並びに企業基盤を有していなければならない。

第73条

特許権者の許可を得ない強制ライセンス又は他の実施は、次に掲げることをしてはならない。

- A. 排他的な性質を有して許諾すること
- B. ライセンスの対象であること
- C. 債務不履行者に許諾すること
- D. 譲渡すること。ただし、ライセンスの対象を実施する会社又はその一部とともにする場合を除く。

第74条

特許権者は、強制ライセンスの請求に応答するために、30日の厳格な期限を付与される。当該期限を経過した時点で明確な異議が申し立てられていなかった場合には、請求は、当該特許権者により適正に受け入れられたものとみなす。

異議が申し立てられた場合には、40日以内に、全権を有する仲裁委員会を設置しなければならない。当該委員会は、3名の仲裁人から構成されるものとし、そのうちの1名は特許権者により、もう1名はライセンスの請求人により、3人目は両当事者により、合意の上、選任される。当事者のうちの何れかの者が対応する構成員を指名しなかった場合又は当事者が第3の構成員の選任に関して合意に至らなかった場合には、工業所有権庁は、10日以内に第3の構成員を選任しなければならない。

仲裁委員会は、設置の日から60日を超えない期間内に、当該強制ライセンスの拒絶又は許諾並びにその範囲、条件及び対価に関して決定しなければならない。

第75条

工業所有権庁は、次の30日以内に、請求人が請求した条件、当事者が直接合意した条件、仲裁から生じた条件又は仲裁委員会の決定が存在しない場合に工業所有権庁が検討した条件について、強制ライセンスの許諾に関して十分に根拠のある決定をしなければならない。

第76条

第74条及び第75条に規定する手続は、本章第III節第I款及び第III款に規定する状況を規制しないものとする。

第77条

ライセンスを許諾する決定は、次の点に関して発出しなければならない。

- A. ライセンスの範囲。詳細には、ライセンスから除外される行為を明示すること。
- B. 実施権者による適切な対価の支払。当該対価は、独立した当事者間の商業的ライセンス契約における対応する分野のロイヤルティ平均及びそれぞれの事例に固有の他の事情を考慮して、ライセンスの対象である発明の実施の範囲及び経済的価値に基づいて決定しなければならない。
- C. それぞれの当事者の権利及び義務
- D. 特許権者が対応する実施に必要な産業上又は商業上の情報を提供するために取る措置並びに実施権者側の対応する注意及び秘密保持の保証
- E. 対象の実施を開始するために定められた期間及び実施の不履行によりライセンスの取消しが認められる期間
- F. 特許の実施並びにライセンスの商業化、履行及び管理に必要で推奨されるその他の点

第78条

許諾された強制ライセンスは、特許権者がより有利な条件によってライセンスを許諾する場合、当該許諾のために定める手続を通じて変更することができる。

第 79 条

特許権者の許可を得ない強制ライセンス及び他の実施は、次に掲げる何れかの場合、取り消すことができる。

- A. 実施権者による実施の不履行であって、実施を開始する期間及び実施の不履行によりライセンスの取消が認められる期間(何れも、ライセンスを許諾する決定によって定められた)の期限になった場合(第 77 条 E.)
- B. 実施権者による不正競争又は許諾された権利の濫用
- C. 許諾を規定する条件の不履行

第 80 条

特許権者の許可を得ない強制ライセンス又は他の実施を許諾する決定は、公告し、かつ、そのために保管される特別登録簿に登録しなければならない。

第 III 編 実用新案特許

第 81 条

工具，作業器具，用具，装置，器具その他の既知の物において取得され，又は組み込まれたすべての新しい配列又は形態であつて，その使用又はその機能の結果としての改良を伴うものは，特許を受けることができる実用新案とみなす。

実用新案は，技術水準の範囲内でない場合，新規性を有するものとみなす。

実用新案は，少なくとも最小限の発明的活動を含む場合は，特許を受けることができるものとみなす。

第 82 条

実用新案出願は，単一の集合として機能する 2 以上の部分から構成することができるが，1 の対象のみに関するものでなければならない。当該対象の複数の要素又は態様は，同一出願においてクレームに記載することができる。

第 83 条

次に掲げるものは，実用新案特許出願により保護されない。

- A. 対象の形状，大きさ，寸法比又は材料の変更。ただし，当該変更が対象の特性又は機能を変える場合は，この限りでない。
- B. 既に同等と認められている他の要素との単純な置換
- C. 方法
- D. 本法の規定に基づいて発明特許による保護から除外される事項

第 84 条

実用新案は，当該出願の日から 10 年間付与される。

実用新案の保護期間は，1 回に限り 5 年の期間延長することができる。

当該延長は，保護期間の満了前 180 日以内に申請しなければならない。当該申請は，保護期間の満了後 180 日以内にすることもできるが，対応する手数料の 50% の追加手数料を納付することを条件とする（第 117 条）。

第 85 条

本編の規定を損なわない限り，該当する場合，発明特許の規定が実用新案に適用されるものとする。

第 IV 編 工業意匠特許

第 1 章 保護の要件, 条件及び範囲

第 86 条

装飾的な性質を有する独創的な創作物であって、工業製品又は手工芸品に組み込まれ、又は適用されたときにその製品に特別な外観を与えるものは、特許を受けることができる工業意匠とみなす。

当該装飾的な性質は、外形、線、輪郭、形状、色彩、質感又は材料などの側面に起因し得る。

第 87 条

本法の規定に基づいて工業意匠に付与される保護は、他の知的所有権制度で同一の意匠の保護を排除する又は影響を及ぼすものではない。

第 88 条

工業意匠の意匠権者は、自己の意匠を複製し、自己の意匠に類似し、若しくは自己の意匠を包含する意匠又は自己の意匠との軽微な相違を示す意匠を有する製品について、自己の許可なく、営利目的により、第三者が製造し、販売し、販売の申出をし、使用し、輸入し、又は保管することを防止する権利を有する。

前条に規定する行為のうちの一部の実施は、複製され、又は組み込まれた意匠が、特許に指定されているもの以外の型式又は種類の製品に適用される場合にも妨げられることがある。

第 89 条

次に掲げるものは、工業意匠特許の対象とはならない。

- A. 国内において先の出願日又は優先日を有する出願の対象であった意匠であって、公開され、その内容が出願日又は優先日よりも前に公開、記述、実施、販売、使用その他の手段により如何なる場所においても開示され、又は公衆の利用に供された意匠
- B. 独創性のある形状又は態様を有さず、従来モデル又は意匠に対して相違がわずかな意匠
- C. 形状の目的が、技術的効果を達成すること又は製品が果たす機能に関連する技術的性質の要件を満たすための意匠
- D. 明確に定義された形状を有さない意匠
- E. 既知の意匠の色彩を変更したにすぎない意匠
- F. 芸術作品の実現にかかわる意匠
- G. 公序及び社会的に受け入れられている慣習に反する意匠

第 90 条

新規性は、出願日又は援用された優先権に基づく出願日前 6 月以内になされた発明の開示による影響は受けないものとする。ただし、当該開示が、発明者、その承継人又は第三者がした行為から直接的又は間接的にもたらされることを条件とする。

第 91 条

工業意匠登録出願は、1 の対象のみに関するものでなければならず、当該 1 の対象の複数の要素、態様又は変形が同一の主要な識別性を有する場合には、クレームすることができる。

第 2 章 手続

第 92 条

意匠出願は、第 22 条の規定に基づき、次に掲げる変更を加えてしなければならない。

- A. 明細書及びクレームは、当該要件が意匠の性質に適していない場合、提出してはならない。
- B. 意匠の明確性、十分かつ正確な理解を可能にするため、意匠の図形的表現又は写真表現を含めなければならない。
- C. 第 23 条に規定する最低要件は、出願人の識別情報及び意匠の図形的表現又は写真表現からなるものとする。

第 93 条

出願は、前条に規定する方式要件の充足を確認するために、審査される。

第 94 条

すべての方式及び手続を適正に満たす場合には、意匠出願は、出願日の翌日又は該当する場合は優先日の翌日から 12 月を経過した後に、工業所有権公報に公開しなければならない。当該公開は、出願人の請求により、早めることができる。

第 95 条

意見書は、利害関係人又は職権により、保護の付与のための条件及び要件を満たしていないことを理由として、申し立てることができる。当該異議は、本法の規則により定める厳格な期限内に申し立てなければならない。当該期間は、公開日から開始するものとみなす。意見書の提出は、意見を申し立てた利害関係人に手続の当事者としての地位を与えるものではない。

第 96 条

意見書が申し立てられなかった場合又は意見書が却下された場合であって、本法に規定するすべての正式な要件を適正に満たすときは、出願された意匠特許を許可し、対応する特許証を発行しなければならない。

第 97 条

工業意匠特許の有効期間は、出願日から 10 年とする。

特許を受けた工業意匠は、1 回に限り 5 年の期間延長することができる。当該延長は、有効期間の満了前 180 日以内又は当該満了後 180 日以内は対応する追加手数料を納付して、申請しなければならない。

第 98 条

本編の規定を損なわない限り、該当する場合、発明特許の規定が工業意匠に適用されるものとする。

第 V 編 特許侵害に対する措置及び罰則

第 1 章 行政手続及び民事手続

第 99 条

特許権者は、特許から生じる権利を侵害した者に対して対応する訴訟を提起することができるものとし、また、特許出願の公開から特許付与までの間にされた行為を理由として、損害賠償を請求することもできる。

権利が複数の特許権者に帰属する場合には、それらの者は何れも、対応する訴訟を提起することができる。

出願公開から特許付与までの間にされた行為を理由として損害賠償を請求する可能性については、医薬品特許の場合には適用がないものとする。ただし、その開発の実質的部分が実際に国内でされたことが検証可能な方法により証明された場合を除く。

第 100 条

違反行為により製品を販売し、又は頒布した者は、当該者が違反行為を知る状況にあったという確実かつ決定的な証拠がある場合に限り、結果として生じた損害に対して責任を負うものとする。

第 101 条

民事訴訟において、特許の対象が製品を取得する方法である場合は、司法当局は、当該製品が新規であることを条件として、当該製品を取得する方法が特許された方法と異なることを証明するよう被告に命ずる権限を有する。

第 102 条

侵害の場合には、登録されたライセンスを有する実施権者は、特許から生じる権利を防御するために必要な法的措置又は行政措置を取り、又は履行することができる。

第 103 条

司法当局は、職権により又は利害関係人の請求により、裁判所手続一般法典第 II 編の規定に従って、暫定措置又は保全措置を採用する権限を有する。

第 104 条

損害賠償を求める民事訴訟は、特許権者が違反を認識した時から起算して 4 年以内の期間を定めるものとする。

第 105 条

特許登録出願人が、真の発明者又は創作者に損害を与えるようにその所有者になりすました場合には、当該真の発明者又は創作者は、当該特許の自己への移転を請求することができる。

共同発明者、共同創作者又は特許権の他の共同所有者も、自己に対応する権利について当該移転を請求することができる。

損害賠償訴訟及び特許権者への移転請求は、特許が付与されてから 5 年又は特許の実施がウルグアイ内において開始されてから 2 年のうち、何れか先に満了する期間を定めるものとする。

第 2 章 罰則規定

第 106 条

発明特許、実用新案又は工業意匠によって保護される権利のうちの何れかを侵害した者は、6 月以上 3 年以下の間で刑務所に拘留する。

如何なる場合においても、違反行為により製造された物及び製造に主に使用した道具は押収され、その仕向地は、工業所有権庁と協議の上、決定しなければならない。

第 107 条

刑罰は、次に掲げる加重事由が生じた場合には常に、15 月以上 4 年以下の懲役とする。

- A. 特許権者又は実施権者の被扶養者であったこと
- B. 特許権者又は実施権者から、特許された対象を実施するための特別な方法に関する知識を得ていたこと

第 VI 編 登録簿及び公表

第 1 章 特許登録簿

第 108 条

特許登録簿は、公開され、利害関係人は、本法の規則が定める方法により閲覧することができる。

第 109 条

特許出願は、公開されるまで秘密に保持しなければならない。公開前の却下、取下及び放棄された出願も、秘密に保持しなければならない。

第 2 章 特許手続及び契約の登録簿

第 110 条

工業所有権庁は、特許の営利での実施又は工業的な実施に関する手続及び契約の登録について、当該特許から生じる権利を変更し、当該権利に影響を及ぼし、又は当該権利を制限する手続又は契約の登録簿を備えるものとする。

詳細には、次に掲げる登録簿を備えるものとする。

- A. 通常のライセンス，ライセンスの申出，特許権者の許可を得ない強制ライセンス及び他
の実施並びに第 II 編第 5 章に規定する他のもの並びに対応する変更
- B. 差押，改変の禁止及び特許権の実施又は処分に影響を及ぼす他の行為
- C. 特許権を制限し，又は特許権に基づいて構成される質権及び他の権利

第 VII 編 技術移転

第 111 条

本法では，技術移転，研究開発，フランチャイズ契約及び類似の契約を目的として締結された契約の登録簿を作成する。当該契約は，対応する登録から第三者に対して効力を生ずるものとする。

第 VIII 編 手数料の規定

第 112 条

特許登録を付与する決定が発出されたときは，当該決定の通知から 60 日以内に対応する手数料を納付しなければならない。所定の期限及び方式による当該手数料の不納は，出願の放棄とみなす。

特許権の維持のためには，年金を納付しなければならない。当該年金は，毎年その期限を経過する前の 60 日以内に納付しなければならない。

当該期間は，50%の追加手数料を納付することにより，期限から 6 月延長することができる。

何れかの年金を納付しなかった場合には，特許は消滅する。

第 113 条

規則は，工業所有権庁及び他の教育機関，開発機関又は研究機関が署名した協力協定を通じて，第 117 条に定める手数料の減免及び納付制度を定めることができる。

特許を出願する発明者，非営利団体及び法律又は規則が定義する中小企業は，所定の手数料を 50%減額する。

第 114 条

所定の期限及び方式により対応する手数料を納付しなかった場合には，不納付が記録される。

第 115 条

行政権は，工業所有権を維持するための手数料の納付について，6 月の猶予期間を付与することができる。当該延長は，対応する追加手数料の納付を条件とする。

同様に，手数料の不納を理由として消滅した特許の回復を規定することができる。

当該回復は，如何なる場合においても，第三者が過去に適法に取得した権利に影響を及ぼさ

ないものとする。

第116条

本法の施行により生じる収入については、1990年12月28日付け法律第16.170号第290条及び1994年1月11日付け法律第16.462号第63条を改正した、1996年1月5日付け法律第16.736号第305条A)、B)及びC)の規定に拘らず、業務の改善に充当されるものとする。

第117条

本法の施行により生じた収入は、1990年12月28日付法律第16.170号第290条及び1994年1月11日付法律第16.462号第63条を修正した1996年1月5日付法律第16.736号第305条A)、B)及びC)の規定に拘らず、工業所有権業務の改善に充当されるものとする。

注：UIは公定単位（2023年7月1日の参考値：1 UI = 5.8230 ウルグアイペソ，0.146US\$）

	UI
A) 技術調査	省略
B) 特許関係手数料	
1 特許出願	
1.1 発明	
1.1.1 10クレームまで	2242.07117
1.1.2 10クレームを超えて50クレームまで1クレームあたり	134.52427
1.1.3 50クレームを超えて1クレームあたり	224.20711
1.2 実用新案及び意匠	1121.03558
2 特許出願公開	
2.1 発明	1345.2427
2.2 実用新案及び意匠	448.414233
3 第三者による異議申立	省略
4 審査請求	
4.1 発明	
4.1.1 10クレームまで	1345.2427
4.1.2 10クレームを超えて1クレームあたり	224.20711
4.2 実用新案及び意匠	448.414233
5 期間延長申請	
5.1 最初の申請	448.414233
5.2 2回目以降の請求	1121.03557
6 審査請求	
6.1 発明	
6.1.1 10クレームまで	1345.2427

6.1.2	11 クレームから 50 クレームまで	3587.31387
6.1.3	51 クレーム以上 100 クレームまで	4484.14233
6.1.4	100 クレームを超えて 200 クレームまで	6726.2135
6.1.5	200 クレームを超えて	9416.6989
6.2	実用新案及び意匠	1345.2427
7	年金	
7.1	発明	
7.1.1	1年から5年まで	2017.86405
7.1.2	6年から10年まで	2690.4854
7.1.3	10年を超えて	3363.10675
7.2	実用新案及び意匠	
7.2.1	1年から5年まで	672.62135
7.2.3	6年以降	1121.03558
8	期間延長	
8.1	実用新案及び意匠	1345.2427
9	出願及び登録の移転	
9.1	発明	2242.07117
9.2	実用新案及び意匠	896.828466
10	住所変更	448.414233
11	名称変更	448.414233
12	パリ条約に基づく優先権証明書発行請求	
12.1	発明	
12.1.1	50 ページまで	672.62135
12.1.2	50 を超えて 200 ページまで	1345.2427
12.1.3	200 ページを超えて	1793.65693
12.2	実用新案及び意匠	224.207117
13	特許出願証明書又はその他の書類の発行請求	
13.1	発明	
13.1.1	50 ページまで	896.828466
13.1.2	50 を超えて 200 ページまで	1121.03558
13.1.3	200 ページを超えて	1569.44982
13.2	実用新案及び意匠	448.414233
14	手続状況証明書の請求	
14.1	発明	224.207117

14.2	実用新案及び意匠	448.414233
15	特許書類の単純な複写（1ページあたり）	2242.07117
16	第45条に基づく異議申立	
16.1	発明	
16.1.1	10クレームまで	2242.07117
16.1.2	11クレーム以上	4484.4233
16.2	実用新案及び意匠	1345.2427
17	契約	
17.1	ライセンスの登録	
17.1.1	発明の出願及び特許	1569.44982
17.1.2	実用新案及び意匠の出願及び特許	672.62135
17.2	担保	672.62135
17.3	質権の解除	672.62135
18	発明に関する押収及び禁止	
18.1	登録	672.62135
18.2	発明に関する押収及び禁止の解除	672.62135
19	作業手続で手配される移動及び改変禁止	
19.1	登録	免除
19.2	作業手続で手配される移動及び改変禁止の解除	672.62135
20	登録謄本	2242.07117

第 IX 編 総則

第 118 条

本法に基づき第三者の利害関係人に付与される期間は、連続した日数により構成され、厳格な期限でなければならない。当該期間は、対応する手続の通知の翌日から開始するものとみなす。

工業所有権庁の公報における公告は、本法が規定する事項に含まれる手続に関する十分な通知とみなす。当該公告に関して徴収される手数料は、本法の規則により定める。

第 119 条

本法の規則は、聴聞、移転、その他の予期せぬ問題の期限を定める。

第 120 条

本法に基づいて規定する権利の出願手続において職務を果たす工業所有権庁の職員は、この情報の守秘義務を尊重しなければならない。これに違反した場合は、重大な犯罪とみなす。

第 121 条

工業所有権庁に勤務する者であって、本法に基づいて付与される権利の手続に関与する者は、労使関係が終了した日から 2 年を経過するまでは、直接的にも間接的にも、自己の利益のために又は第三者を代理して当該手続に関与してはならない。

前述の規定の不遵守は、次に掲げることの原因となる。

- A. その者が公務員の場合には、解雇
- B. その者が工業所有権庁との労働契約に署名した場合には、契約の解除
- C. 上述した期限が経過する前にその者が介入した場合には、罰金

罰金の額は、侵害の重大性に応じて、10UR から 100UR (10 から 100 までの毎月の再調整された通貨単位) で変動するものとする。

第 X 編 管轄規定、経過規定及び最終規定

第 1 章 管轄規定

第 122 条

工業所有権庁は、本法に規定するすべての事項についての権限のある当局である。別段の定めがある場合を除き、工業所有権庁は、決定をし、規則を発令するとともに、その任務の遂行に必要な手続を命じ、当該手続を作成するために必要な権限を有する。

第 2 章 経過条項

第 123 条

本法の施行時に手続処理中である特許出願は、旧法の規定に基づく対応する手続を継続するものとする。本法の施行以後に出願される特許については、本法の規定に準拠するものとする。

第 124 条

本法の施行時に既に効力を有している特許は、次に掲げる例外を除き、旧法に準拠するものとする。

- A. 権利の全部放棄又は一部放棄
- B. 特許権者の許可を得ないライセンス及び他の実施
- C. 残余期間における権利料、罰金、追加手数料、利益又は年金の納付
- D. 年金の不納を理由とする権利回復のための猶予期間
- E. 特許に関する手続及び契約の登録
- F. 本法の施行後にされた行政手続又は司法手続
- G. 複数の特許権者の権利及びその相違を解決するための手続
- H. 出願日から 20 年に延長されるべき発明特許の有効期間

第 125 条

化学的手段又は方法により得られる物質、物又は製品並びに、食品の物質、物及び製品、化学品及び医薬品の物質、物又は製品、並びにあらゆる種類の医薬品は、本法に規定する特許保護を取得することができる。ただし、最初の特許出願が 1995 年 1 月 1 日以後に世界貿易機関の何れかの加盟国に対してなされており、かつ、当該製品が国内又は国外において商業化されておらず、当該特許の付与日までに、国内において当該特許の対象を実施するための正式かつ有効な準備を第三者がしていないこと、及び当該特許が 1995 年 1 月 1 日以後に工業所有権庁に出願されていることを条件とする。

第 3 章 開発途上国としての特別暫定条項

第 126 条

第 101 条に規定する立証責任の適用については、2000 年 1 月 1 日まで延期される。

第 127 条

医薬品及び農業用化学品の発明は、2001 年 11 月 1 日までは特許を受けることができない。上記に拘らず、前述した製品の発明特許は、本法の規定及び要件に従って出願することができる。当該特許の付与は、前項に定める日まで延期されるものとする。

医薬品及び農業用化学品に関する発明特許が、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条に規定する優先権を主張する場合には、如何なる場合においても、最初の出願日は、1994 年 1 月 1 日よりも前とすることができない。

第 4 章 最終規定

第 128 条

本法は、公布の 120 日後に施行する。本法の施行時に、1941 年 12 月 12 日付け法律第 10.089 号及び 1976 年 7 月 29 日付け法令第 14.549 号は、廃止する。